

関東ろう連盟評議員会規約

第1章 総則

第1条【目的】

この規約は関東ろう連盟（以下、本会という）の評議員会の運営及び付議事項について定める。評議員会に関する事項は、会則によるものの他は、この規約の定めるところによる。

第2条【構成】

評議員会は評議員をもって構成する。

2、評議員は加盟団体選出評議員及び委員会推薦評議員の2種類とする。各評議員の選任方法は「役員規約」にて定める。

第2章 招集

第3条【職能及び権限】

評議員会は規約に定める事項の他、本会の業務執行の基本事項について決定する。

第4条【招集権者及び議長】

評議員会は理事長が招集する。理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わり招集する。

2、理事長は理事の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示し評議員会の招集を要請されたときは、これを招集しなければならない。

3、理事長は監事から会議に付議すべき事項を示し評議員会の招集を要請されたときは、これを招集しなければならない。

4、理事長は評議員の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示し評議員会の招集を要請されたときは、これを招集しなければならない。

第5条【招集通知】

評議員会を招集するときは、開催日の2週間前までに各評議員に通知しなければならない。ただし緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。

2、理事及び監事全員の同意あるときは、前項の招集手続を省略することができる。

第2章 決議

第6条【議長】

評議員会の議長は評議員の互選により2名選ぶものとする。

2、議長は議決権を行使することができる。

第7条【定足数及び決議方法】

評議員会の決議は評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。但し会則・規約の変更はこの限りではないものとする。

2、評議員の決議事項について特別の利害関係を有する評議員は、その事項について議決権を行使することができない。

第8条【決議事項】

評議員会で決議すべき事項は、次に定める事項とする。

（1）活動全般に関する事項

- ① 事業報告案
- ② 決算報告案
- ③ 事業計画案

- ④ 予算案
- ⑤ 前各項に定める事項の他理事会が必要と認めた事項
 - (2) 組織・人事に関する重要事項
- ① 会則及び規約の制定並びに改廃
- ② 重要な組織の設置及び改廃
- ③ 役員を選任もしくは解任

第9条【報告事項】

評議員会への報告事項は、次の各項に定める事項とする。

活動一般に関する事項

- ① 部局の活動状況
- ② 部局の活動計画・予算の変更
- ③ 部局の主要な人事

第10条【議事録】

評議員会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議事録署名人がこれに署名又は記名押印しなければならない。

2、議事録署名人は、評議員の互選により2名選ぶものとする。

第3章 決議案・提案・質問

第11条【加盟団体からの決議案・提案・質問】

加盟団体は評議員会上程決議案、提案もしくは質問を理事会に付帯することができるものとする。但し、請求方法は評議員会様式1のとおりとする。

2 加盟団体より請求された評議員会上程決議案、提案もしくは質問に対し、理事長は文面をもって回答しなければならないものとする。

附則

第12条【規約の改正】

この規約の改定は、評議員会で3の2以上の議決を経なければならない。

この規程は、2007年4月22日より制定実施する。

この規程は2016年（平成28年）1月17日より改正した。

この規約は2016年（平成28年）4月 日改定施行する。

評議員会 様式 1

評議員会上程決議案等 (加盟団体用)

団体名称	
<input type="checkbox"/> 決議 <input type="checkbox"/> 提案 <input type="checkbox"/> 質問	
【決議・提案・質問の趣旨】	
【決議・提案・質問の内容】	